

改正育児・介護休業法等説明会

～～追加説明会のご案内～～



厚生労働省 熊本労働局雇用環境・均等室

- ◆8月7日に人吉地区（中小企業大学校人吉校）で開催予定でした本説明会は、台風接近により中止させていただきましたので、今回改めて9月14日（木）に開催いたします。
- ◆説明会全会場がすぐに定員に達してしまい、参加をお断りした事業所の方も多かったことから、9月27日（水）に、熊本地方合同庁舎A棟会議室（熊本市西区春日2-10-1）において、追加説明会を開催いたします。

【事業主の皆様】

子育て中である男女労働者が、子どもが保育園などに入所できず退職を余儀なくされる事態を防ぎ、また育児休業などを取得しやすい職場環境づくりを推進することを目的として育児・介護休業法が変わります。*平成29年10月1日施行！

また、平成30年4月1日から本格化する労働契約法に基づく「無期転換ルール」についての説明会を開催いたします。

この説明会は「全国ハラスメント撲滅キャラバンin熊本」として、平成29年1月1日に施行された「事業主における妊娠・出産、育児・介護休業等を理由とするハラスメント防止措置」、「セクシュアルハラスメント防止措置」及び「パワーハラスメント」についても説明いたします。

- ☆ 主催 厚生労働省熊本労働局 熊本県
- ☆ 対象者 事業主、人事労務担当者、一般の方 等
- ☆ 日時・会場 下記のとおり 13:30～15:30(13時より受付開始)

～～熊本地方合同庁舎会場は駐車場の利用ができませんので、公共交通機関か、近隣の有料駐車場をご利用ください。～～

	日にち	会場	所在地(Tel)	定員
①	9月 14日(木)	中小企業大学校人吉校 大教室	人吉市鬼木町梢山1769-1 (0966-23-6843)	70名
②	9月 27日(水)	熊本地方合同庁舎A棟1F 共用会議室	熊本市西区春日2-10-1 (096-352-3865)	170名

～説明会終了後、16:30まで「個別相談会」を開催します。～

内容

*出席については、下記申込書によりお申込みください

【説明】熊本労働局

- 「改正育児・介護休業法について」
- 「職場におけるハラスメント防止対策について(セクハラ・マタハラ・パワハラ)」
- 「労働契約法に基づく無期転換ルールについて」他

【説明】熊本県

- 「熊本県の施策について」

説明会参加申込書

FAX 096-352-3876

参加会場

✓参加会場にチェックをお願いします。必ずご記載下さい。

①中小企業大学校人吉校

②熊本地方合同庁舎

熊本地方合同庁舎会場は駐車場の利用ができませんので、公共交通機関か、近隣の有料駐車場をご利用ください。

事業所名

所在地

電話番号・担当者名



【担当者氏名

】

会場番号

役職・氏名

出席者

熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階

熊本労働局雇用環境・均等室

電話096(352)3865 FAX096(352)3876